

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年9月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100582号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100031号

第1 結論

平成6年1月から平成12年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年1月から平成12年3月まで

私が30歳代後半から40歳頃と思うが、国民年金保険料が未納であったことから将来の生活に不安を感じ、また、妻の勧めもあり、請求期間当時住んでいたA市の市役所で未納保険料のことについて相談したところ、遡って、保険料を支払えることを知った。同市役所で、加入手続を行った後、未納保険料についての納付書を2、3回作成してもらい、私の妻が、B郵便局、C郵便局、A市役所で納付したが、自身の記録には、遡って支払った記録がなく、請求期間の記録が欠落してしまっていると思うので、調査の上、請求期間を納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の妻が請求期間に係る国民年金保険料を遡って2、3回納付したことを記憶している旨主張しており、請求者の妻は、明確に記憶していないがA市役所で請求者の国民年金保険料の加入手続を行った後、未納保険料について相談し、2回ないし3回納付書を発行してもらい、遡って保険料を納付したと主張していることに加え、毎月納付義務が発生する国民年金保険料についても納付し、途中から口座振替により納付した旨陳述している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、社会保険事務所(当時)において、D市へ払い出された国民年金番号であることに加え、オンライン記録によると、請求者の国民年金保険料の納付状況は、請求期間後の平成12年4月分から平成15年3月分までの期間に係る国民年金保険料については、年度毎に一括して納付されており、平成15年以降は口座振替となっていることが確認できることから、請求者及び請求者の妻の主張と相違している。

また、請求者は納付場所として、B郵便局及びC郵便局をあげているものの、納付時期を明確に記憶していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付時期を特定できず、保険料の納付状況を調査することができない上、A市役所は、請求者の国民年金保険料の

納付に係る資料及び請求者が未納保険料について相談したとする資料は確認できない旨回答している。

さらに、請求期間のうち、平成9年1月から平成12年3月までの期間は、基礎年金番号が導入された、平成9年1月以後の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。